

令和6年度 集団指導

<居宅介護支援 2>

1. 介護保険施設等に対する指導及び監査
2. 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）
3. 運営指導における主な指摘事項
4. 令和6年度の指導事項

酒田市高齢者支援課介護給付係

1.介護保険施設等に対する指導及び監査

◆指導

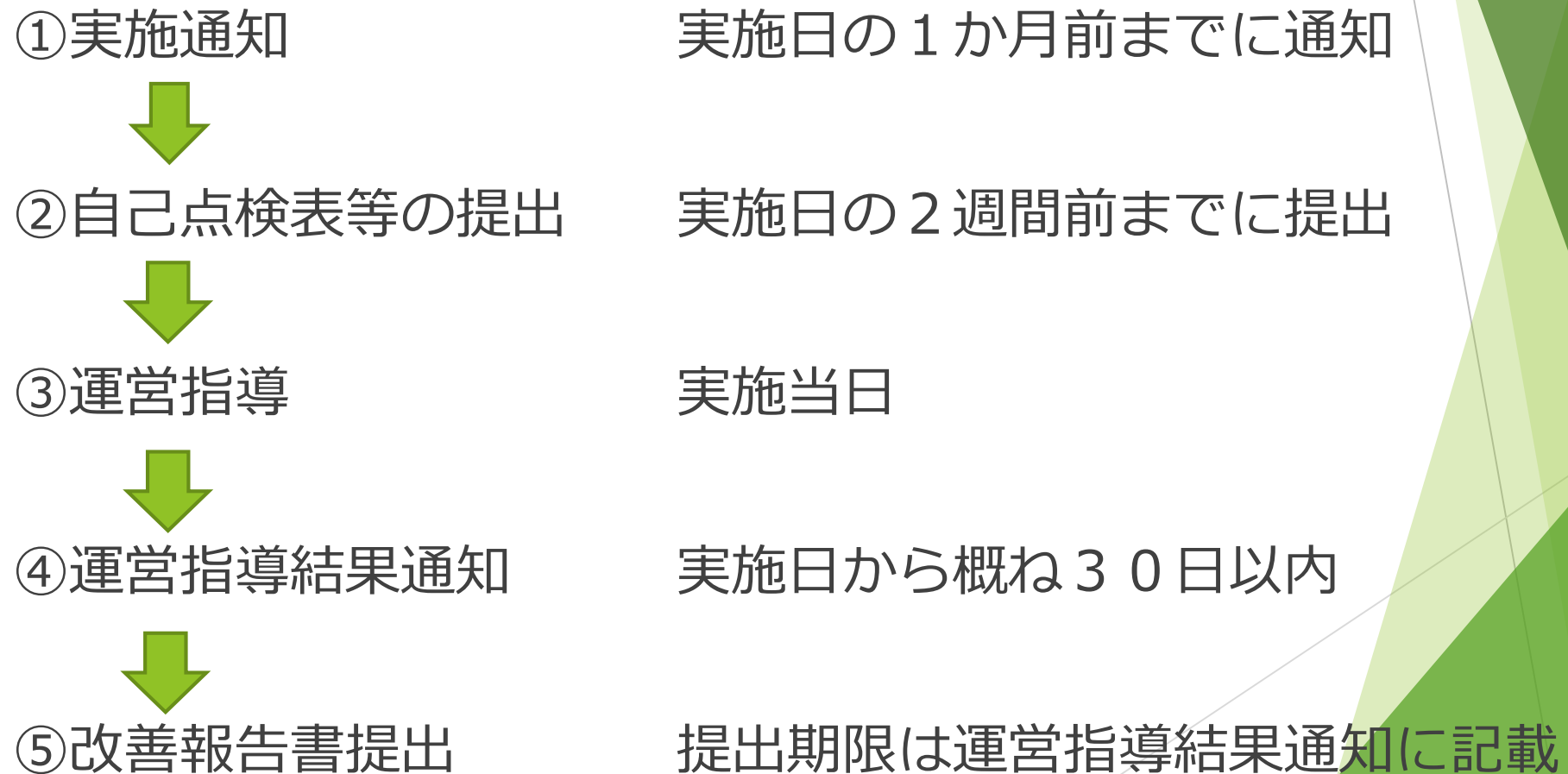
条例等その他の基準に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等について周知徹底を図ることを目的に、集団での指導（集団指導）及び実地での指導（運営指導）を行います。

ねらい ⇒ 情報の伝達・共有
不正・過失行為の未然防止
サービスの質の向上
より良いケアの実現

◆監査

通報、苦情、相談、国保連・地域支援センター等からの各種情報により指定基準違反や不正請求などが認められる場合（若しくは疑いがある場合）に事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に行います。

2.運営指導 ～実施通知から改善報告提出まで～



3. 運営指導における主な指導事項

介護保険施設等の指導監督について「老初0331第6号令和4年3月31日付け厚生労働省老健局長通知」及び「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づき、指導を行います。各事業所においては、自己点検シートを活用してください。また運営指導については、主に確認項目及び確認文書に基づき実施しますので、事前に確認と整理をお願いします。その他今後義務化される基準の進捗状況等について聞き取りを行います。

	指摘事項
1	アセスメントやモニタリングに当たって、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行ったことを確認できない。
2	居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行ったことを確認できない。



改善方法
居宅以外での実施や、電話で行っている事例がみられます。必ず、居宅を訪問したうえで、利用者やご家族の思いも含め状況の把握を行い、その内容を記録に残してください。
少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、全体の確認をしたうえで、重点的に確認した短期目標についての評価内容を記録に残してください。

3. 運営指導における主な指導事項

	指摘事項	改善方法
3	居宅サービス計画を作成した際に、当該計画を利用者及び担当者に交付したことを確認できない。	利用者及び担当者へ交付したことを記録に残してください。
4	訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスをケアプランに位置付けている場合において、居宅サービス計画書を主治医へ交付したことを確認できない。	利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めるとされており、この意見を求めた医師に対してケアプランを交付することを義務付けているため、主治医へ交付したことを記録に残してください。

3.運営指導における主な指導事項

	指摘事項	改善方法
5	介護支援専門員が、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認していない。 【事例】 ・ケアプランに位置付けのないサービス内容を介護支援専門員に連絡しないまま、個別サービス計画に記載して提供している。	介護支援専門員は、ケアプランと個別サービス計画の連動性や整合性について確認し、必要時はサービス事業者等と連携を図り、同じ認識で支援を行ってください。
6	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に、その利用の妥当性を検討し、継続の必要性について検証を行ったことを確認できない。	福祉用具貸与を受ける必要性について、担当者から専門的意見を求め検証を行ったことを記録に残してください。新規で福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合についても同様です。

3. 運営指導における主な指導事項

	指摘事項
7	要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合において、サービス担当者会議を開催していない。
8	運営規程の内容に記載不備がある。



改善方法
区分変更申請を行った場合は、暫定ケアプランを作成すると共にサービス担当者会議を開催し、ケアプランの変更の必要性について、専門的な見地からの意見を求めてください。 ※サービス担当者会議を行っていない場合は、運営基準減算となります。
運営規程に定めておくべき事項は、各サービスにおいて異なります。基準省令を確認し、変更が伴う場合は、変更届を提出してください。

3. 運営指導における主な指導事項

	指摘事項
9	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は家族に対し、利用者が入院する場合は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等へ伝えるよう求めている。



改善方法
指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が入院する場合は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先へ伝えるよう、利用者又は家族へ事前に協力を求めてください。
日頃から介護支援専門員の連絡先等を、介護保険被保険者証やお薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましいです。

3.運営指導における主な指導事項

	指摘事項	改善方法
10	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、文書により明確に説明すべき内容について、文書により説明していない（していることを確認できない）。	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、以下の点について、あらかじめ利用者やその家族に対して、文書を交付して説明を行い、理解したことについて利用者から必ず署名を得てください。 ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することができること ②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること ③前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(※介護予防支援は①②のみ)

※①②③について、文書を交付して説明を行っていない場合は、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで報酬が減算となりますので、ご注意ください。

4. 令和6年度の指導事項

(1) 介護サービスの実施状況



①サービスの質の確保・向上（一連のケアマネジメント・プロセスに関する理解の促進）

- ・ 利用者の希望・置かれた環境等に沿った計画が作成されているか。
- ・ 計画に沿ったサービスが提供されているか。

②生活実態の把握

③居宅サービス計画書交付書兼受領書は、居宅サービス計画書を交付、受領したことを確認するためのものとして有効な書類ですが、法令上、使用が定められたものではないことから、事務の簡略化の観点からも、事業所の判断において、使用しないこととして問題ありません。交付と受領の事実及び手段に関する内容を記録し、確認できるようにしてください。

4. 令和6年度の指導事項

(2) 最低基準等運営体制

- ①人員基準（必要資格、研修の修了含む）を満たす員数が確保されているか。
- ②勤務表等により勤務体制が確保されているか。
- ③定員の遵守に関する認識を持ち、定員を超える場合は適切な措置がとられているか。
- ④「高齢者虐待防止」への取組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）はあるか。
- ⑤「身体拘束廃止」への取組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）や手続きは適正か。
- ⑥ 非常災害に対する備え（災害の種類や立地環境に応じた個別計画の作成、避難経路の確保及訓練の実施、業務継続への取組（計画策定、研修、訓練）、従業者への周知）は適切に行われているか。
- ⑦リスクマネジメント（感染症対策（委員会の開催、指針の整備）、事故発生時及び緊急時対応、苦情対応）は適切か。



4. 令和6年度の指導事項

(3) 報酬請求

- ①不正な請求（故意・過失に拘わらず、サービス提供事実と異なる請求）を行っていないか。
- ② 算定基準（関係告示・通知等）に適合し、要件を満たした場合に算定しているか。
- ③ 減算すべき基準に適合する場合、適正に減算しているか。



4. 令和6年度の指導事項

(4) 業務管理体制について

自主的な法令遵守の体制を確保し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護保険法第115条の32において業務管理体制を整備することが定められています。

また、地域密着型（介護予防）サービスの指定のみを受けている事業者で、同一市町村内にのみ事業所が所在している事業者については、市町村長へ整備に関する事項を届け出る必要があります。

市では届出を行っている事業者の運営指導の際に、業務管理体制についても点検を行っています。